

2日獣発第268号
令和3年2月19日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

千葉県のおひる農場における高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

このことについて、令和3年1月21日付け2消安第4806号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

千葉県内のあひる農場において、あひるの産卵率が低下した旨、千葉県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、令和3年1月21日に高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)であることが確認されました。このことから、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該あひるについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定されました。

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ対策については、国内流行ウイルスの特徴を踏まえ、死亡率が2倍以上の場合及び死亡率が2倍未満の場合であっても、まとまって死亡している、元気がない、餌食いが悪い、沈うつ等といった通常と異なる症状が認められる場合の早期発見・早期通報を再徹底するため、家きん飼養者等へ日頃からの綿密な臨床観察の実施等について指導をお願いしているところです。

このような中、今回のあひるでの発生事例においては、産卵率の低下が観察されたことにより報告されたことから、特にあひる農場に対しては、日頃の飼養衛生管理徹底への取組や綿密な臨床観察はもちろん、死亡はなくとも「産卵率の低下」等の生産面での異状を認める場合には速やかに家畜保健衛生所に報告するよう、家きん飼養者等へ指導を実施するよう周知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人 日本獣医師会
事業担当 蓑島
TEL 03-3475-1601



2 消安第 4806 号
令和 3 年 1 月 21 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県のあひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の
確認に伴う防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
ございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な
防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位
等に対し周知いただきますよう、よろしくようお願いいたします。



写

2 消安第4806号
令和3年1月21日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県のおひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

昨日(20日)、千葉県内のあひる農場において、あひるの産卵率が低下した旨、千葉県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日(21日)、H5亜型であることが確認されました。このことから、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該あひるについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ対策については、国内流行ウイルスの特徴を踏まえ、既に、「今季国内で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの病原性解析結果を踏まえた対応について」(令和2年12月14日付け2消安第4064号農林水産省消費・安全局長通知)において、死亡率が2倍以上の場合及び死亡率が2倍未満の場合であっても、まとまって死亡している、元気がない、餌食いが悪い、沈うつ等といった通常と異なる症状が認められる場合の早期発見・早期通報を再徹底するため、家きん飼養者等へ日頃からの綿密な臨床観察の実施等について指導をお願いしているところです。

このような中、今回のあひるでの発生事例においては、産卵率の低下が観察されたことにより報告されたことから、特にあひる農場に対しては、日頃の飼養衛生管理徹底への取組や綿密な臨床観察はもちろん、死亡はなくとも「産卵率の低下」等の生産面での異状を認める場合には速やかに家畜保健衛生所に報告するよう、家きん飼養者等へ指導を実施いただきますようよろしくお願いいたします。

以上



2 消安第4064号
令和2年12月14日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

今季国内で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの病原性解析結果
を踏まえた対応について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
国内においては、11月5日に今シーズン初めての本病の発生確認以降、26事例が確
認されています。

本日、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門にお
いて、別添のプレスリリース「今季国内初発の高病原性鳥インフルエンザウイルスの
病原性解析」が公表されたところです。この中で、国内1例目から分離された本病ウ
イルス株は、鶏に対して高い致死性を示すものの、過去の国内分離株と比較すると死
亡するまでの期間が長い傾向が認められたとの報告がなされていますが、家きんが高
病原性鳥インフルエンザウイルスに感染してから発症するまでの期間については、一
般的には数時間から7日間程度と考えられており、OIEにおいても最大21日間と規
定されていることを踏まえて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフル
エンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）が策定されてい
るところです。

このため、今回の病原性解析結果も踏まえ、今シーズンの高病原性鳥インフルエン
ザのまん延防止対策については、防疫指針に基づく対応の徹底が早期のウイルスの封
じ込めに必要となります。また、発生予防の基本は、人、物、車両の消毒等による防疫
対策、野生動物の侵入防止や飼養環境対策等の飼養衛生管理の遵守徹底となることも
踏まえ、下記について改めて遺漏なき対応をお願いします。

記

1. 早期発見・早期通報の再徹底

- (1) 症状の有無にかかわらず、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率
が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の死亡率の2倍以上となってい
る場合に、防疫指針第3章の第4の1（1）①に基づく報告を徹底するため、家き
ん飼養者等へ改めて指導すること。
- (2) 死亡率が2倍未満の場合であっても、まとまって死亡している、元気がない、餌
食が悪い、沈うつ等といった通常と異なる症状が認められる場合に、防疫指針第

3章の第4の1(1)③に基づく報告を徹底するため、家きん飼養者等へ日頃からの綿密な臨床観察の実施等について改めて指導すること。

2. 農場での検査の徹底

防疫指針第3章の第4の2(1)に基づき、異状が認められる家きん舎ごとに簡易検査を実施することとしているところであり、当該農場の一部の家きん舎で簡易検査の結果が陰性であり、細菌性疾病等の他の疾病が原因であると判断した場合であっても、当該農場の異状が認められる全ての家きん舎において、同(1)に基づく簡易検査の実施を徹底すること。

3. 疫学関連調査の徹底

(1) 都道府県においては、防疫指針第3章の第12の1(2)に基づき、可及的速やかに当該発生農場に関する過去21日間の疫学情報(農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等)を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある家きん(以下「疫学関連家きん」という。)の特定及び第5の2(1)に基づく疑似患畜の判定に必要な情報を動物衛生課に提出すること。

(2) 防疫指針第3章の第12の1(2)に基づき、疫学関連家きんと判明後は、動物衛生課と協議の上、移動を禁止するとともに、直ちに家畜防疫員による臨床観察を行うが、その際には綿密な臨床観察を実施すること。また、報告徴求での毎日の報告では、家きん飼養者等に対して死亡羽数等に加え、防疫指針第3章の第4の1(1)③に示しているとおりの、まとまって死亡していることや沈うつ等といった通常と異なる症状が認められるかどうかの報告も行うよう指導すること。さらに、患畜又は疑似患畜との接触後(又は疫学関連家きんと判定された後)14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行うこととなるが、綿密な臨床観察及び死亡家きんを優先した簡易検査を実施すること。

以上